

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたいので、その旨公告する。

平成21年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案 久慈市荒町一丁目、八日町一丁目、十八日町一丁目、中の橋一丁目、二十八日町一丁目及び二丁目、中央一丁目から四丁目まで、巽町一丁目及び二丁目並びに本町一丁目及び二丁目の全部並びに荒町二丁目、八日町二丁目、十八日町二丁目、中町一丁目及び二丁目、本町三丁目並びに柏崎一丁目の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案及び添付書類の縦覧の期間及び場所
 - （1） 期間 平成21年2月27日から同年3月13日まで
 - （2） 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び久慈地方振興局企画総務部並びに久慈市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。